

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和4年3月7日

月曜日

第4905号

目次

| 告 示 | |
|-----------------------------|----|
| ○富山県療育手帳交付要綱の一部改正 | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定 | 7 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | 8 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | 9 |
| ○指定管理者の指定 | |
| 公 告 | |
| ○建設業の営業の停止 | 10 |
| ○二級建築士の免許の取消し | 12 |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | |
| 監査委員公告 | |
| ○監査の結果の公表 | 16 |

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第79号

富山県療育手帳交付要綱の一部改正について

富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第 165号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

様式第2号（第3条関係）を次のように改める。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

療育手帳交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 氏 名

療育手帳の交付を受けたいので、富山県療育手帳交付要綱第 3 条第 1 項の規定により申請いたします。

| | | | | | | |
|------------------------------------|--|-------|------------------|--------|----|--|
| 本人 | 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| | 住 所 | (電話) | | | | |
| | 個人番号 | | | | | |
| 保護者 | 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 | 続柄 | |
| | 住 所 | (電話) | | | | |
| 参考事項 | 1 現在までに児童相談所又は障害者相談センター等で診断判定を受けましたか。 はい いいえ はいの場合 (相談所等の名称) 相談年月) | | | | | |
| | 2 施設等に入所していますか。 はい いいえ はいの場合 (施設等の名称) | | | | | |
| (注)この欄は、「はい」「いいえ」のどちらかに○印を付してください。 | | | | | | |
| ※ 判 定 の 記 録 | | | | | | |
| 障害の程度 | (総合判定) | | 合併障害 (身体障害 級) | 判定年月日 | | |
| | | | | 次の判定年月 | | |
| | | | | 判定機関 | | |

(注意事項)

- 1 申請者氏名は、手帳の交付を受けようとする本人又は保護者及び施設入所者の場合施設長の氏名を記入してください。
- 2 本人及び保護者の氏名、住所には必ずふりがなを付してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

様式第3号 (第3条関係)

療育手帳処理台帳

| 整番 理号 | 本人氏名 (生年月日 歳) 個人番号 | 住 所 | 受付年月日 | 進達年月日 | 受理年月日 | 処理経過 | 県における 審査結果 | 手帳番号 |
|----------|--------------------------|-----|-------|-------|-------|------|---------------|-------|
| | 保護者氏名 (本人との続柄) | | | | | | | 交付年月日 |
| | () | | . . | . . | . . | | | |
| | | | . . | . . | . . | | | |
| | () | | . . | . . | . . | | | |
| | () | | . . | . . | . . | | | |
| | | | . . | . . | . . | | | |
| | () | | . . | . . | . . | | | |
| | () | | . . | . . | . . | | | |
| | | | . . | . . | . . | | | |
| | () | | . . | . . | . . | | | |

様式第3号 (第3条関係) を次のように改める。

様式第4号（第6条、第8条関係）を次のように改める。

様式第4号（第6条、第8条関係）

療育手帳更新(再交付)申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 氏 名

療育手帳の再判定（再交付）を受けたいので、富山県療育手帳交付要綱第6条第3項（第8条）の規定により申請いたします。

| | | | | | | | | | |
|-------------|----------------|-------|------|----------|--------|------|----------------|----|--|
| 本人 | 氏 名 | | | | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| | 住 所 | (電話) | | | | | 年 月 日 | 続柄 | |
| | 個人番号 | | | | | | | | |
| 保護者 | 氏 名 | | | | | 生年月日 | 年 月 日 | 続柄 | |
| | 住 所 | (電話) | | | | | | | |
| 再判定 | (旧手帳番号)富山県 第 号 | | | | | 備考 | | | |
| | (交付年月日) 年 月 日 | | | | | | | | |
| 再交付 | (旧手帳番号)富山県 第 号 | | | | | 理由 | 1 紛失 2 破 損 | | |
| | (交付年月日) 年 月 日 | | | | | | 3 汚損 4 記載欄余白なし | | |
| ※ 判 定 の 記 録 | | | | | | | | | |
| 障害の程度 | (総合判定) | | 合併障害 | (身体障害 級) | 判定年月日 | | | | |
| | | | | | 次の判定年月 | | | | |
| | | | | | 判定機関 | | | | |

(注意事項)

- 1 申請者氏名は手帳の交付を受けようとする本人又は保護者の氏名を記入してください。(ただし、施設入所者の再判定申請は、施設長でもよい。)
- 2 本人及び保護者の氏名、住所には、必ずふりがなを付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 再判定申請時には、交付済みの手帳を添えてください。

様式第5号（第7条関係）を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

療育手帳記載事項変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

本人または保護者 氏 名

療育手帳の記載事項に関し、次のとおり変更したので富山県療育手帳交付要綱第7条の規定により届け出ます。

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|------------|--|--|--|-----|------------|--|--|--|--|--|
| 本人氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | | | | | | | |
| 手帳番号 | 富山県 第 号 | | | | | | | | | | | |
| 変更事項 | 変更前 | | | | | 変更後 | | | | | | |
| 本人 | 氏名 | | | | | | | | | | | |
| | 住所 | | | | | | | | | | | |
| 保護者 | 氏名 | 本人との続柄 () | | | | | 本人との続柄 () | | | | | |
| | 住所 | | | | | | | | | | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | |
| 変更理由 | | | | | | | | | | | | |

(注) 交付済みの療育手帳(写)を添えてください。

年 月 日 療育手帳に記載済み

(機関名)

様式第6号（第9条関係）を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

療育手帳返還届出書

年 月 日

富山県知事 殿

本人又は保護者 氏 名

療育手帳を次の理由により返還したいので、富山県療育手帳交付要綱第9条の規定により届け出ます。

| | | |
|--------|-------|-----------|
| 本人氏名 | | |
| 個人番号 | | |
| 手帳番号 | | 富山県 第 号 |
| 手帳記載事項 | 本人住所 | |
| | 保護者氏名 | (本人との続柄) |
| | 保護者住所 | |
| 返還理由 | | |

(注意事項)

交付済みの療育手帳を添えてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の富山県療育手帳交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)

富山県告示第80号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市才川七字日尾8から12まで、13の1、13の2、14から16まで、17の1から17の3まで、18から34まで、35の1、35の2、36の1、36の2、37から39まで、41から44まで、字松尾4、5、6の1、7、8の1、8の2、9、10、11の1、11の2、12、13、14の1、15、土生字日尾1から9まで、11から16まで、21、24

- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第81号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| | | |
|---------|------------|----------------------|
| 事業所番号 | 1660990043 | |
| 指定年月日 | 令和4年3月1日 | |
| 申請者 | 名称 | 株式会社ケアメディカルおやべ |
| 事業所 | 所在地 | 小矢部市石動町1番32号 2F |
| | 名称 | ケアメディカルおやべ訪問看護ステーション |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 | |

富山県告示第82号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| | | |
|---------|------------|----------------------|
| 事業所番号 | 1660990043 | |
| 指定年月日 | 令和4年3月1日 | |
| 申請者 | 名称 | 株式会社ケアメディカルおやべ |
| 事業所 | 所在地 | 小矢部市石動町1番32号 2F |
| | 名称 | ケアメディカルおやべ訪問看護ステーション |
| サービスの種類 | 訪問看護 | |

富山県告示第83号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定障害児通所支援の種類 | 指定年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|--------------|----------|------------|----------|-------------|----------|-------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 放課後等デイサービス | 令和4年3月1日 | 1650200320 | 株式会社チップス | 高岡市中川町1番14号 | チップスいわせの | 高岡市野村1327-2 |

富山県告示第84号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県総合運動公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県民福祉公園
射水市黒河字高山4774番 6
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県告示第85号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
県民公園太閤山ランド
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県民福祉公園
射水市黒河字高山4774番 6
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定による処分をしたので、

同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和4年2月22日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 商号 株式会社森井工務所

(2) 主たる営業所の所在地 中新川郡立山町五百石 204番地

(3) 代表者の氏名 森井 雅

(4) 許可番号 富山県知事許可（般・特－3）第1869号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業（注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。）

のうち、公共工事（次の各号のいずれかに該当するものをいう。）に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事

ウ ア及びイに掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うもの

(2) 停止を命ずる期間

令和4年3月9日から同年3月15日まで

4 処分の原因となった事実

株式会社森井工務所は、立山町発注の工事を受注し、建設業法第24条の8第1

項及び第4項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により、下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳等を作成する必要があったにもかかわらず、一部の下請負人に関する記載がない虚偽の施行体制台帳等を作成した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するため

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 免許の取消しをした年月日 | 免許の取消しを受けた建築士の氏名 | 免許 | 登録番号 | 免許の取消しの理由 |
|--------------|------------------|-------|--------|-----------|
| 令和4年2月18日 | 西岡 順子 | 二級建築士 | 第9487号 | 死亡 |

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ魚津釈迦堂店 魚津市釈迦堂1丁目8番1号

2 店舗を設置する者 株式会社立山トラスト

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称

(変更前) 株式会社立山酒店

(変更後) 株式会社立山トラスト

- 4 変更の日 令和4年2月1日
- 5 変更の理由 設置者の変更のため
- 6 届出の日 令和4年2月4日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 8 縦覧期間 令和4年3月7日から令和4年7月7日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
立山酒店・大阪屋ショップ滑川共同店舗 滑川市魚躬 200-1 他
- 2 店舗を設置する者 株式会社立山トラスト
- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
(変更前) 株式会社立山酒店
(変更後) 株式会社立山トラスト
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名
(変更前) 株式会社立山酒店 魚津市北鬼江 740番地 代表取締役 武隈 章
平 ほか3
(変更後) 株式会社青五 広島県福山市王子町2丁目14番38号青山王子ビル1
F 代表取締役 宮前 俊光 ほか3

4 変更の日 令和4年2月1日

5 変更の理由 設置者及び小売業者の変更のため

6 届出の日 令和4年2月4日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年3月7日から令和4年7月7日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

令和4年3月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称

100満ボルト富山中川原店 富山市中川原八幡割 402-1 外

2 店舗を設置する者 有限会社大伸商事

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマ×ビッグカメラ富山店

(変更後) 100満ボルト富山中川原店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号 代表取締役
木村 一義

(変更後) 株式会社サンキュー 福井県福井市新保北一丁目601番地 代表取
締役 道法 一雅

4 変更の日 令和3年12月10日

5 変更の理由 テナントが変更したため

6 届出の日 令和4年2月21日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年3月7日から令和4年7月7日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 7 日

富山県監査委員 筱 岡 貞 郎
富山県監査委員 永 森 直 人
富山県監査委員 天 坂 幸 治
富山県監査委員 高 橋 正 樹

| 1 監査対象箇所 | | 監 査 年 月 日 |
|----------|---------------------|-----------------|
| 経営管理部 | 職 員 研 修 所 | 令和 4 年 1 月 26 日 |
| 農林水産部 | 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所 | 令和 4 年 1 月 24 日 |
| 教育委員会 | 富 山 高 等 学 校 | 令和 4 年 1 月 31 日 |
| 同 | 富 山 商 業 高 等 学 校 | 令和 4 年 1 月 31 日 |
| 同 | 富 山 東 高 等 学 校 | 令和 4 年 1 月 28 日 |
| 同 | 水 橋 高 等 学 校 | 令和 4 年 1 月 24 日 |
| 同 | 富 山 視 覚 総 合 支 援 学 校 | 令和 4 年 1 月 24 日 |
| 同 | 富 山 総 合 支 援 学 校 | 令和 4 年 1 月 31 日 |

2 監査対象年度

令和 2 年度及び令和 3 年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等につい

て、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- イ 特殊勤務手当の支給に誤りがあった。
- ウ 交通事故による損害が生じた。

